破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２９１号
埼玉県上尾市大字原市4104番地１　Ｒｅｖｅ　Ｆｏｒｅｓｔ上尾Ｉ号棟６号室、開始決定時の住所埼玉県入間市大字仏子1159番地11　コンフォート武蔵野３―103
破産者　清水　英昭
1　決定年月日　平成28年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６３号
秋田県山本郡三種町外岡字中嶋130番地66
破産者　鈴木　　学
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第６４号
秋田県能代市落合字中大野台１番地164　Ｍ３棟15号
破産者　武田さとみ
1　決定年月日　平成28年２月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２７年（フ）第１２４６号
北海道余市郡余市町入舟町350番地24
破産者　山中　富男
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８２４号
札幌市北区新川西２条２丁目４番10号
破産者　中岡　高広
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１８８６号
札幌市白石区栄通13丁目３番７―302号
破産者　坂下　和也
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５８号
仙台市太白区西中田４丁目３番５―502号、従前の住所宮城県大崎市古川北稲葉１丁目９番５号
破産者　佐藤　義友
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７０６号
仙台市青葉区双葉ケ丘２丁目11番30号　双葉ケ丘グリーンハイツ203
破産者　平間みどり
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１１号
山形県酒田市新堀字豊森26番地の17
破産者　長谷川くに子
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２７年（フ）第１２２９号
埼玉県和光市白子１丁目11番37号　コーポ丸山102
破産者　安藤　奈緒
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第１２３０号
さいたま市南区大字大谷口5742番地　ビューパレー浦和大谷口101
破産者　本間　秀昭
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第４８５号
神奈川県小田原市鴨宮629番地の１　グランシャリオ・Ａ302
破産者　前川　博孝
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第５０号
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2286番地１　コーラルリーフＢ、開始決定時の住所長野県飯田市知久町１丁目15番地
破産者　市瀬　正身
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第３５２号
静岡県焼津市飯淵369番地
破産者　松本　せつ
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第２０６号
静岡県沼津市大岡3298番地の10　神尾方、開始決定上の住所静岡県沼津市新沢田町10番40号　ベルメゾン新沢田105
破産者　横山　　宝
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第１１８４号
大阪府池田市旭丘２丁目６番16号
破産者　髙橋幸一郎
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２０１号
大阪市天王寺区玉造本町13番13―1001号
破産者　木村かおり
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２２５８号
大阪市住之江区南港中４丁目２番14―1213号
破産者　廣瀬　紘一
1　決定年月日　平成28年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部